

令和 7 年 6 月

第 3 回人吉市議会（定例会）議案

人 吉 市

令和 7 年 6 月 第 3 回 人吉市議会（定例会）提出案件

議案番号	件名
議第 55 号	専決処分の承認を求めることについて（令和 6 年度 人吉市一般会計補正予算（第 10 号））
議第 56 号	専決処分の承認を求めることについて（人吉市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例）
議第 57 号	専決処分の承認を求めることについて（人吉市税条例の一部を改正する条例）
議第 58 号	専決処分の承認を求めることについて（人吉市都市計画税条例の一部を改正する条例）
議第 59 号	専決処分の承認を求めることについて（人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
議第 60 号	令和 7 年度 人吉市一般会計補正予算（第 1 号）
議第 61 号	令和 7 年度 人吉市一般会計補正予算（第 2 号）
議第 62 号	令和 7 年度 人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
議第 63 号	工事請負契約の締結について
議第 64 号	財産の取得について
諮第 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
諮第 2 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
諮第 3 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
諮第 4 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
諮第 5 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
報第 2 号	令和 6 年度人吉市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
報第 3 号	令和 6 年度人吉市水道事業特別会計予算繰越計算書の報告について

- 報第 4 号 令和 6 年度人吉市公共下水道事業特別会計予算繰越計算書の報告について
- 報第 5 号 和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告について
- 報第 6 号 和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告について

議第 5 5 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求める。

専第 2 号 令和 6 年度 人吉市一般会計補正予算（第 1 0 号）
（令和 7 年 3 月 2 7 日専決）

令和 7 年 6 月 2 日提出

人吉市長 松岡 隼人

（提案理由）

議会において議決すべき事件を専決処分したときは、地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定により、これを議会に報告し、承認を求める必要がある。

専第 2 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次の事件につき別紙のとおり専決処分する。

令和 7 年 3 月 27 日

人吉市長 松岡 隼人

1 令和 6 年度 人吉市一般会計補正予算（第 10 号）

議第 5 6 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求める。

専第 3 号 人吉市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例
の一部を改正する条例
（令和 7 年 3 月 3 1 日専決）

令和 7 年 6 月 2 日提出

人吉市長 松岡 隼人

（提案理由）

議会において議決すべき事件を専決処分したときは、地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定により、これを議会に報告し、承認を求める必要がある。

専第 3 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次の事件につき別紙のとおり専決処分する。

令和 7 年 3 月 31 日

人吉市長 松岡 隼人

- 1 人吉市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

人吉市条例第 2 6 号

人吉市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部
を改正する条例

人吉市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例（令和元年
人吉市条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条第 2 項を削る。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議第 5 7 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求める。

専第 4 号 人吉市税条例の一部を改正する条例 （令和 7 年 3 月 3 1 日専決）

令和 7 年 6 月 2 日提出

人吉市長 松岡 隼人

（提案理由）

議会において議決すべき事件を専決処分したときは、地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定により、これを議会に報告し、承認を求める必要がある。

専第4号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次の事件につき別紙のとおり専決処分する。

令和7年3月31日

人吉市長 松岡 隼人

1 人吉市税条例の一部を改正する条例

人吉市条例第 27 号

人吉市税条例の一部を改正する条例

人吉市税条例（昭和 29 年人吉市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条中「は、」の次に「公示事項（同条第 2 項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「施行規則」という。）第 1 条の 8 第 1 項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第 18 条の 3 中「地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第 34 条の 2 中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第 36 条の 2 第 1 項ただし書中「若しくは法第 314 条の 2 第 4 項」を「、法第 314 条の 2 第 4 項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第 1 項第 12 号に規定する特定親族をいう。第 36 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号及び第 36 条の 3 の 3 第 1 項において同じ。）（前年の合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第 36 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第 36 条の 3 の 3 第 1 項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第 3 号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第 82 条第 1 号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「リットル以下のもの」の次に「（ウに掲げるものを除く。）」を加え、同号エを同号オとし、同号ウ中「リットルを超えるもの」の次に「（ウに掲げるものを除く。）」を加え、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 2 輪のもので、総排気量が 0.125 リットル以下かつ最高出力が 4.0 キロワット以下のもの 年額 2,000 円

第 89 条第 2 項第 5 号中「出力」の次に「（第 82 条第 1 号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加える。

第 90 条第 2 項中「又は身体障害者等」を「若しくは身体障害者等」に改め、「証」という。）の次に「又はこれらの者の特定免許情報（同法第 95 条の 2 第 2 項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第 95 条の 2 第 4 項に規定する免許情報記録個人番号カ

ードをいう。次項において同じ。)」を加え、同項第5号中「運転免許証」の次に「又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）」を加え、「交付年月日及び」を「運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

附則第10条の2第15項中「第37項」を「第36項」に改め、同条第16項中「第38項」を「第37項」に改め、同条第17項中「第41項」を「第40項」に改め、同条第18項中「第42項」を「第41項」に改める。

附則第10条の3中第14項を第15項とし、第13項を第14項とし、第12項の次に次の1項を加える。

13 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

附則第10条の4第1項中「第16条の4」を「第16条の2」に改め、同項第1号中「第12条の6」を「第12条の4」に改め、同条第2項中「第16条の4」を「第16条の2」に、「令和5年度分及び令和6年度分」を「令和7年度分及び令和8年度分」に改め、同条第3項及び第4項中「第16条の4」を「第16条の2」に改める。

附則第16条の2の次に次の1条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第92条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第92条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式

たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

- (2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法
- 2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
- 3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
- 4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。
 - (1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの
 - (2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第34条の2、第36条の2第1項ただし書、第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに附則第3条の規定 令和8年1月1日
- (2) 附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第6条の規定 令和8年4月1日

(3) 第18条及び第18条の3の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

（公示送達に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の人吉市税条例（以下「新条例」という。）第18条の規定は、前条第3号に掲げる施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第3条 新条例第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の人吉市税条例（以下「旧条例」という。）第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第36条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第5条 新条例第82条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税

の種別割については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第6条 次項に定めるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、人吉市税条例第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第16条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 人吉市税条例第94条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）

の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例附則第16条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.

5を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

議第 5 8 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求める。

専第 5 号 人吉市都市計画税条例の一部を改正する条例
（令和 7 年 3 月 3 1 日専決）

令和 7 年 6 月 2 日提出

人吉市長 松岡 隼人

（提案理由）

議会において議決すべき事件を専決処分したときは、地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定により、これを議会に報告し、承認を求める必要がある。

専第 5 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次の事件につき別紙のとおり専決処分する。

令和 7 年 3 月 31 日

人吉市長 松岡 隼人

- 1 人吉市都市計画税条例の一部を改正する条例

人吉市条例第 28 号

人吉市都市計画税条例の一部を改正する条例

人吉市都市計画税条例（昭和 31 年人吉市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項（見出しを含む。）中「第 37 項」を「第 36 項」に改める。

附則第 4 項（見出しを含む。）中「第 38 項」を「第 37 項」に改める。

附則第 5 項（見出しを含む。）中「第 42 項」を「第 41 項」に改める。

附則第 14 項中「第 34 項まで、第 37 項、第 38 項、第 42 項若しくは第 45 項」を「第 33 項まで、第 36 項、第 37 項、第 41 項若しくは第 44 項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の人吉市都市計画税条例の規定は、令和 7 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 6 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議第 5 9 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求める。

専第 6 号 人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
（令和 7 年 3 月 3 1 日専決）

令和 7 年 6 月 2 日提出

人吉市長 松岡 隼人

（提案理由）

議会において議決すべき事件を専決処分したときは、地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定により、これを議会に報告し、承認を求める必要がある。

専第 6 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次の事件につき別紙のとおり専決処分する。

令和 7 年 3 月 31 日

人吉市長 松岡 隼人

- 1 人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

人吉市条例第 29 号

人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

人吉市国民健康保険税条例（昭和 31 年人吉市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書中「65 万円」を「66 万円」に改め、同条第 3 項ただし書中「24 万円」を「26 万円」に改める。

第 24 条第 1 項中「65 万円」を「66 万円」に、「24 万円」を「26 万円」に改め、同項第 2 号中「29 万 5,000 円」を「30 万 5,000 円」に改め、同項第 3 号中「54 万 5,000 円」を「56 万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の人吉市国民健康保険税条例の規定は、令和 7 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 6 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議第 6 3 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 椿谷川河川改修工事 |
| 2 | 契約の方法 | 指名競争入札による契約 |
| 3 | 契約金額 | 1 7 5 , 5 6 0 , 0 0 0 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 人吉市下原田町字若宮 1 1 0 0
光進建設株式会社 人吉支店
取締役支店長 左座 正千代 |

令和 7 年 6 月 2 日 提出

人吉市長 松岡 隼人

（提案理由）

予定価格 1 億 5 , 0 0 0 万円以上の工事又は製造の請負に係る契約を締結するときは、人吉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年人吉市条例第 1 号）第 2 条の規定により、議会の議決が必要である。

議第 6 4 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するものとする。

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 取得の目的 | 市内小中学校タブレット端末購入 |
| 2 | 種類及び数量 | タブレット端末 2, 0 2 9 台 |
| 3 | 取得予定価格 | 1 1 4, 1 1 7, 0 4 7 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 熊本県熊本市西区上熊本一丁目 2 番 6 号
株式会社レイメイ藤井
代表取締役 藤井 章生 |

令和 7 年 6 月 2 日 提出

人吉市長 松岡 隼人

(提案理由)

予定価格 2, 0 0 0 万円以上の財産を取得するときは、人吉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年人吉市条例第 1 号）第 3 条の規定により、議会の議決が必要である。

諮第1号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

柳 瀬 恵 子

令和7年6月2日提出

人吉市長 松岡 隼人

参 考

- 1 前任者 柳瀬 恵子 令和7年9月30日 任期満了
- 2 柳瀬 恵子の略歴

（提案理由）

人権擁護委員を推薦するに当たっては、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を聞かなければならない。

諮第2号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

馬 場 哲 也

令和7年6月2日提出

人吉市長 松岡 隼人

参 考

- 1 前任者 瓜生 貴士 令和7年9月30日 任期満了
- 2 馬場 哲也の略歴

（提案理由）

人権擁護委員を推薦するに当たっては、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を聞かなければならない。

諮第3号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

延岡 研 一

令和7年6月2日提出

人吉市長 松岡 隼人

参 考

- 1 前任者 祝 憲生 令和7年3月31日 任期満了
- 2 延岡 研一の略歴

（提案理由）

人権擁護委員を推薦するに当たっては、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を聞かなければならない。

諮第4号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

北 昌 二 郎

令和7年6月2日提出

人吉市長 松岡 隼人

参 考

- 1 前任者 中山 すみ子 令和7年3月31日 退任
- 2 北 昌二郎の略歴

（提案理由）

人権擁護委員を推薦するに当たっては、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を聞かなければならない。

諮第5号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

迫 田 浩 二

令和7年6月2日提出

人吉市長 松岡 隼人

参 考

- 1 前任者 内藤 純子 令和5年3月31日 退任
- 2 迫田 浩二の略歴

（提案理由）

人権擁護委員を推薦するに当たっては、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を聞かなければならない。

報第2号

令和6年度人吉市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、令和6年度人吉市一般会計繰越明許費繰越計算書を調製したので、別紙のとおり報告する。

令和7年6月2日提出

人吉市長 松岡 隼人

令和6年度 人吉市一般会計 繰越明許費繰越計算書

款	項	目	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳						一般財源
						既収入 特定財源	未収入特定財源					
							国庫支出金	県支出金	地方債	その他		
2 総務費	1 総務管理費	1 一般管理費	くま川鉄道経営安定化補助金(災害復旧分)	89,476,000	12,593,000				12,500,000		93,000	
			地域公共交通事業者支援金(物価等高騰対策)	4,527,000	4,527,000		3,000,000			1,527,000		
		7 企画費	大柿地区墓等移転先測量設計委託料	8,465,000	8,465,000				6,300,000		2,165,000	
3 民生費	1 社会福祉費	1 社会福祉総務費	物価高騰対応重点支援給付金支給事業	251,955,000	15,746,000		15,746,000				0	
		2 心身障害者福祉費	障がい者施設等支援給付金(物価等高騰対策)	4,142,000	4,142,000		2,000,000				2,142,000	
		3 老人福祉費	介護施設等支援給付金(物価等高騰対策)	13,774,000	13,774,000		8,000,000				5,774,000	
				高齢者等買物弱者に対する移動販売支援給付金(物価等高騰対策)	400,000	400,000		200,000				200,000
	2 児童福祉費	1 児童福祉総務費	保育所等支援給付金(物価等高騰対策)	4,487,000	4,487,000		1,000,000	2,991,000			496,000	
4 衛生費	1 保健衛生費	1 保健衛生総務費	医療機関等支援給付金(物価等高騰対策)	27,900,000	27,900,000		16,000,000				11,900,000	
6 農林水産業費	1 農業費	3 農業振興費	耕種農家等支援給付金(物価等高騰対策)	15,500,000	15,500,000		9,000,000				6,500,000	
		4 畜産業費	畜産農家支援給付金(物価等高騰対策)	28,500,000	28,500,000		15,000,000				13,500,000	
		5 農地費	田んぼダム整備工事 鬼木地区	3,000,000	3,000,000			2,280,000	700,000		20,000	
			水路改修工事 下城本地区	19,800,000	12,210,000				12,200,000		10,000	
	2 林業費	2 林業振興費	間伐等委託料	6,668,000	6,660,000	1,184,000		5,476,000			0	
			ヒノキブランド化推進補助金	100,000,000	100,000,000	50,000,000					50,000,000	
椎茸農家支援給付金(物価等高騰対策)			1,000,000	1,000,000		500,000				500,000		
7 商工費	1 商工費	2 商工業振興費	中心市街地活性化推進事業補助金 青井地区	2,130,000	840,000		420,000				420,000	
			LPガス使用世帯支援補助金(物価等高騰対策)	74,210,000	74,210,000		21,000,000	37,104,000			16,106,000	
			デジタルプレミアム商品券事業補助金(物価等高騰対策)	27,190,000	27,190,000		15,000,000				12,190,000	
			貨物運送事業者等支援給付金(物価等高騰対策)	10,170,000	10,170,000		6,000,000				4,170,000	
7 商工費	1 商工費	3 観光費	ライトアップ事業委託料	2,500,000	2,500,000		1,250,000				1,250,000	

令和6年度 人吉市一般会計 繰越明許費繰越計算書

款	項	目	事業名	金額	翌年度 繰越額	左 の 財 源						一 般 財 源
						既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源					
							国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他		
7	1	3		円	円	円	円	円	円	円	円	
商工費	商工費	3 観光費	人吉温泉観光協会補助金 (宿泊支援事業)(物価等 高騰対策)	20,000,000	20,000,000		14,361,000				5,639,000	
			観光インバウンド特別体験 事業業務委託料	49,266,000	5,200,000						5,200,000	
8	2	2 道路橋 梁費	道路維持補修工事 鍛冶 屋町山江線	60,294,000	6,381,000						6,381,000	
			社会資本整備総合交付金 事業 瓦屋川村線	23,468,000	14,698,000		7,391,000		7,100,000		207,000	
		3 道路新 設改良 費	無電柱化推進事業 青井 地区	8,200,000	8,200,000		4,488,000		3,500,000		212,000	
			道路新設改良事業 西間 古仏頂線	20,000,000	14,027,000				14,000,000		27,000	
			社会資本整備総合交付金 事業 大野国有林出水線 ほか	133,235,000	103,441,000		52,556,000		50,300,000		585,000	
			都市防災総合推進事業 村山観音道路線ほか	92,450,000	32,591,000		16,839,000		15,200,000		552,000	
			2 住宅建 設費	木造仮設利活用住宅整備 事業 あやめ広場団地ほ か	291,808,000	81,872,000		22,559,000	20,000,000	39,300,000		13,000
	3 民間住 宅対策 費	大柿地区移転先宅地整備 工事	168,900,000	121,660,000				88,800,000		32,860,000		
	4	1 都市計 画総務 費	鍛冶屋町通り街なみ環境 整備事業補助金	2,000,000	2,000,000		1,000,000				1,000,000	
			3 公園整 備費	社会資本整備総合交付金 事業 村山公園園路	30,398,000	1,126,000		414,000		500,000		212,000
				都市防災総合推進事業 村山公園	27,000,000	13,758,000		6,630,000		6,600,000		528,000
		4 街路事 業費	社会資本整備総合交付金 事業 下林柳瀬線	15,648,000	6,957,000		3,625,000		2,800,000		532,000	
			5 土地区 画整理 事業費	被災市街地復興推進事業	885,130,000	501,618,000	35,000,000	205,387,000	40,123,000	217,800,000		3,308,000
		5	2 河川改 良費	河川等整備事業 樺谷川	1,995,000	1,595,000				1,500,000		95,000
	9	1	3									
消防費	消防費	3 消防施 設費	木造仮設利活用住宅等移 築工事	39,962,000	39,962,000			13,000,000			26,962,000	
10	4	5 文化財 保護費	指定文化財補修事業補助 金 球磨神楽	383,000	158,000						158,000	
			史跡人吉城跡保存整備事 業 人吉城歴史館ほか	238,936,000	173,579,000		86,739,000	8,673,000	78,000,000		167,000	
		6 カル チャー パレス 費	カルチャーパレス改修基本 設計委託料	4,070,000	4,070,000						4,070,000	
	5	2 体育施 設費										
			スポーツパレス大アリーナ 空調改修工事	15,498,000	15,498,000						15,498,000	

令和6年度 人吉市一般会計 繰越明許費繰越計算書

款	項	目	事業名	金額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳					
						既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源				一 般 財 源
							国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	
11 災害復 旧費	3 公共土 木施設 災害復 旧費	1 道路橋 梁災害 復旧費	現年発生補助道路橋梁災 害復旧事業 上漆田麓線	円 10,414,000	円 10,414,000	円	円 6,945,000	円	円 3,400,000	円	円 69,000
		3 公園施 設災害 復旧費	過年発生補助公園施設災 害復旧事業 中川原公園	150,785,000	22,687,000		9,619,000		13,000,000		68,000
	4 文教施 設災害 復旧費	2 社会教 育施設 災害復 旧費	過年発生補助社会教育施 設災害復旧事業 相良家 墓地	1,419,000	1,419,000			709,000	700,000		10,000
			過年発生補助社会教育施 設災害復旧事業 人吉城 歴史館	129,849,000	27,947,000		11,806,000	843,000	4,200,000		11,098,000
		計				3,116,902,000	1,604,672,000	86,184,000	564,475,000	131,199,000	578,400,000

報第 3 号

令和 6 年度人吉市水道事業特別会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 3 項の規定により、令和 6 年度人吉市水道事業特別会計予算繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和 7 年 6 月 2 日提出

人吉市長 松岡 隼人

令和6年度人吉市水道事業特別会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	説明
						企業債	工事負担金	当年度分損益勘定留保資金		
1 資本支出	1 建設改良費	青井地区配水管移設等工事（その1）	円 9,882,400	円 3,950,000	円 5,932,400	円 0	円 4,082,945	円 1,849,455	円 0	県事業である青井被災市街地復興土地区画整理事業の遅れにより、年度内の完了が困難となった。
		原城配水池二次造成工事	39,215,000	15,686,000	23,529,000	23,500,000	0	29,000	0	本工事と一体的に行う必要がある原城配水池配水管布設工事に遅れが生じたため、年度内の完了が困難となった。
		原城配水池配水管布設工事	33,220,000	13,200,000	20,020,000	20,000,000	0	20,000	0	仮設管への切り替えにおいて、同施設内の仕切弁の故障が判明し、復旧に不測の日数を要したため、年度内の完了が困難となった。
		青井宝来排水区整備に伴う配水管等移設工事	26,950,000	10,780,000	16,170,000	0	16,170,000	0	0	市下水道課の事業である青井宝来排水区整備事業の遅れにより、年度内の完了が困難となった。
		上漆田町送水管改良工事	47,355,000	18,940,000	28,415,000	28,400,000	0	15,000	0	新管への切り替えにおいて、水源地からの送水仕切弁の故障が判明し、復旧に不測の日数を要したため、年度内の完了が困難となった。
		茂々野水源地ポンプ室外耐震診断等業務委託	16,060,000	0	16,060,000	0	0	16,060,000	0	保有する図面と現状の構造物が異なることが判明し、地中の構造物の把握等に不測の日数を要したため、年度内の完了が困難となった。
		計	172,682,400	62,556,000	110,126,400	71,900,000	20,252,945	17,973,455	0	

報第4号

令和6年度人吉市公共下水道事業特別会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和6年度人吉市公共下水道事業特別会計予算繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和7年6月2日提出

人吉市長 松岡 隼人

令和6年度人吉市公共下水道事業特別会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額									
款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源			説明
						国庫支出金	企業債	当年度分損益 勘定留保資金	
1	下水道事業費用	雨水管理総合計画策定事業	円 8,030,000	0	円 8,030,000	円 4,015,000	円 0	円 4,015,000	前年度から繰越した先行事業の資料収集に不測の日数を要し、完成時期が変更になったことから、本事業の年度内の完了が困難となった。
		第2期人吉市公共下水道ストックマネジメント計画策定事業	21,600,000	0	21,600,000	10,800,000	0	10,800,000	前年度から繰越した先行事業において、改築シナリオ等の設定に不測の日数を要し、完成時期が変更になったことから、本事業の年度内の完了が困難となった。
1	資本的支出	紺屋町被災市街地復興土地地区画整理事業	円 10,000,000	0	円 10,000,000	円 5,000,000	円 2,300,000	円 2,700,000	当該地区の仮換地の指定等に不測の日数を要したことから、事業計画の見直しが必要になり、年度内の完了が困難となった。
		青井被災市街地復興土地地区画整理事業	76,590,000	28,090,000	48,500,000	24,250,000	800,000	23,450,000	仮換地に関する権利者説明等に不測の期間を要したことから、事業計画の見直しが必要になり、年度内の完了が困難となった。
計			116,220,000	28,090,000	88,130,000	44,065,000	3,100,000	40,965,000	0

報第5号

和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを議会に報告する。

専第7号 損害の賠償について
（令和7年4月10日専決）

令和7年6月2日提出

人吉市長 松岡 隼人

（提案理由）

議会の議決により特に指定されたものを専決処分したときは、地方自治法第180条第2項の規定により、これを議会に報告する必要がある。

専第7号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年4月10日

人吉市長 松岡 隼人

1 件名
損害の賠償について

2 賠償の理由

3 損害賠償の額
22,900円

4 賠償（和解）の相手方

5 和解事項

紛争を将来に残さないため当事者双方は、今後本件に関しては、示談契約書に記載された事項以外に一切の債権債務が存しないことを確認する。

報第 6 号

和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを議会に報告する。

専第 8 号 損害の賠償について
（令和 7 年 5 月 15 日専決）

令和 7 年 6 月 2 日提出

人吉市長 松岡 隼人

（提案理由）

議会の議決により特に指定されたものを専決処分したときは、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により、これを議会に報告する必要がある。

専第 8 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 5 月 15 日

人吉市長 松岡 隼人

1 件名
損害の賠償について

2 賠償の理由

3 損害賠償の額
215,710 円

4 賠償（和解）の相手方

5 和解事項

紛争を将来に残さないため当事者双方は、今後本件に関しては、示談契約書に記載された事項以外に一切の債権債務が存しないことを確認する。